

## 東三河広域連合(仮称)住民説明会(7月29日~8月23日間)での主な意見と回答について

内 容	意 見	回 答
<p>広域連合を選んだ理由について</p>	<p>①市町村が関係する広域連合は、愛知県内では知多北部広域連合と衣浦東部広域連合の2つしかない。なぜ、東三河地域が広域連合を選択したのか</p> <p>②「広域連携」、「広域連合」、「合併」の違いを教えてください。なぜ広域連合なのか</p> <p>③将来東三河市を目指すのか</p>	<p>①東三河地域では、合併を検討した時期もありましたが、合意書の通り8市町村の自主・自立を尊重する広域連合の制度を選択しました。</p> <p>②東三河8市町村の広域連携事業は、これまで、ほの国こどもパスポートとか、シニアリフレッシュ事業などを実施してきました。「広域連合」は、市町村の自主・自立を尊重して共同事務や広域連携事業を実施したり国・県から権限移譲を受けることができます。合併はひとつの市になることですので、各市町村の自主・自立制といった個性は薄まります。なぜ広域連合なのかについては、東三河8市町村は合併ではなく、各市町村の個性を生かしながら広域連携体制を強化する道を選択したということです。広域連合設立への理由や決意は設立合意書に全て込められています。</p> <p>③東三河市を目指すものではありません。基礎自治体の良いところを残す最善の方法が広域連合ということです。</p>
<p>事例について</p>	<p>①広域連合の他の例を教えてください。</p> <p>②国との関わり合いはあるのか</p>	<p>①良く知られているところでは、関西広域連合、長野県の南信州広域連合、愛知県内では、知多北部広域連合、衣浦東部広域連合、愛知県後期高齢者医療広域連合などがあります。</p> <p>②広域連合と国は直接関わることはありませんが、特別地方公</p>

		<p>共同体なので、普通地方公共団体である県や市町村と同様に国から補助金を受けて事業を行うことができます。</p>
合意書について	<p>①合意書に「住民の総意に基づく」とあるが、今回の説明で初めて聞いた。住民総意ではないのでは</p> <p>②共通の理念は決まっているのか</p>	<p>①「合意書」とは「趣意」のことで物事を始めるにあたっての目的・動機・意見です。8市町村長が練った決意です。12月議会の議決を経て総意と捉えています。</p> <p>②「東三河はひとつ」というのが共通理念です。</p>
組織について	<p>①共同処理の中心（事務局）は、豊橋市や豊川市へ集まると思う。職員も減ると思われる。広域連合の事務室を新城市に持って来れないか</p> <p>②広域連合長はどのように選ばれるのか</p> <p>③広域連合の組織について教えてほしい。</p> <p>④広域連合は合議制となり、意思決定までに時間がかかると思われるが</p> <p>⑤県・市町村・広域連合の役割分担を明確にして二重行政にならないようにしてほしい。</p> <p>⑥県の東三河ビジョン協議会と東三河広域連合との関係は</p>	<p>①職員は住民サービスの低下が無いよう窓口対応業務等職員は減らさないようにします。当初6事業は事務局が豊橋市役所内になりますが、今後新たな広域連携事業や権限移譲事務等が行われる場合の事務所は何処になるか決まっています。</p> <p>②間接選挙で検討しています。</p> <p>③執行部側には、広域連合長の下に副広域連合長7人、事務局長、総務課と各事業を行う部課、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会を設置します。議会側には広域連合議会議長、副議長、議員、議会事務局を設置します。</p> <p>④検討されているのは、合議制ではなく、8市町村長の中から、広域連合長が選ばれ、他の7市町村長が副広域連合長となる体制です。最終的には、広域連合長の責任において決定されます。</p>

		<p>意思決定に多大な時間がかかるとは考えていません。</p> <p>⑤県や市町村の事務を広域連合が行う際には、その事務に関する権限は広域連合に移りますので、権限の範囲内で事務を行うことにより二重行政になることはありません。</p> <p>⑥広域連合＝市町村、東三河ビジョン＝県。役割は別々ではありますが、目指すところは東三河の振興発展です。相互に連携しながら、それぞれの権限に応じた役割を果たしていくことが大切であると考えています。</p>
職員について	<p>①職員数は減るという理解で良いか</p> <p>②広域連合の職員はどうなるのか。新たに募集するのか、各市町村に割り振るのか</p> <p>③県からの権限移譲にあたっては、人を増やさないでやっていくことができるのか</p>	<p>①共同処理事務については減ることになると思われていますが、今後の地方分権等により、市町村事務も増えることや多様化する社会ニーズへの対応等が見込まれるので、全体職員数は減らないと考えています。</p> <p>②当初の6事業は、市町村の職員が広域連合の職員と併任で事務処理します。広域連合の総務課に職員1名を派遣する予定です。</p> <p>③権限移譲については、事務だけでなく人もお金も県から移譲を受けることを考えています。県との十分な調整をおこなって参ります。</p>
議会について	<p>①連合議員の選出方法は</p> <p>②人口割で議員定数を決めてしまうと、下流域中心にならないか</p> <p>③連合議員の報酬はどうなっているか</p>	<p>①構成市町村議会議員の中から選出されます。</p> <p>②議員定数は、検討中です。現在26人の方向で調整されています。</p>

	<p>④誰が連合議会の検討に参加しているのか</p>	<p>③新たな報酬についても検討中です。現在、日額報酬で調整されています。</p> <p>④新城市では総合政策特別委員会の正副委員長がメンバーと聞いています。</p>
<p>取組む事業について</p>	<p>①・農業・食料自給・豊川の水これらを文化的理念として検討する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・豊川は資源として活用され農業への効果大きい。下流域は多くの恵みをうけているが上流域はなく平等ではない。水源が潤う事業を考えて欲しい。</li> <li>・地域活性化の目玉となるようなものを有識者を入れて考えられたい。</li> <li>・山林に係る事業を取り組んでもらわないといけない。</li> <li>・北部・南部医療圏の関係はどうなるのか。北部は医師不足である。</li> <li>・権限移譲事務で、例えば花火の許可申請等も県から連合へ移譲されたい。</li> <li>・保健所や児童相談所の運営には高い専門性を持つ職員が求められる。人材育成をしっかりと行ってほしい。</li> <li>・新たな広域連携事業で、産業振興の他に防災やごみ収集は実施しないのか</li> </ul> <p>②農業では、例えば津具のトマトや新城の八名丸さといもが、東三河のトマトとか、東三河の八名丸などの、産地がぼやけてしまうのでは</p>	<p>①貴重な意見として準備室へ伝えます。</p> <p>以下同様</p> <p>②広域連合は構成市町村の自主・自立を尊重して行うので産地がぼやけてしまうということはないと考えています。産業振興に関するものは新たな広域連携事業になりますので、広域連合設立後調査・研究をおこない検討されます。</p> <p>③夢は、「新たな広域連携事業」と「権限移譲事務」と考えています。広域連合設立後に具体的な中身の検討をします。まずは、器の部分の広域連合を設立したいということをご理解いただきたいのです。</p>

	<p>③広域連合に夢が感じられない。もっと、東三河を発信する部分を増やしてほしい。</p> <p>④共同事務が6つあがっているが、この他にも広げること考えているか</p> <p>⑤滞納整理事務について、今までも一緒にやってきているのか。広域連合により、効率的になるのか</p> <p>⑥今後事業を決める場合、8市町村のうちひとつが否決すれば全てだめになるのか</p> <p>⑦権限移譲は、国から予算がおりるのか</p> <p>⑧重要なのは、暮らしやすい生活が求められること。何が東三河を支えるのか、何が必要なかを考えているのか</p> <p>⑨連合になると産廃を新都市に持ってくる可能性は</p>	<p>④8市町村一体で行うことで発展できるものを広域連合設立後も調査・研究し、効果があるものを行っていくことを考えています。</p> <p>⑤現在、東三河8市町村により、東三河滞納整理機構で業務を行っています。広域連合で行うことにより、任意組織であった滞納整理機構ではできなかった業務（競売等）が、法人格を持つ広域連合では可能となり、より迅速な処理につながります。</p> <p>⑥事業は8市町村の住民全てにその取組の成果が享受できるものでなければならぬので8市町村にとってメリットがあるものを実施していくことを考えています。十分調整しながら進めていくこととなります。新たな広域連携事業等は調査・研究から始めますので、その中で検討されます。</p> <p>⑦権限移譲となれば予算と職員も移してもらうよう県と調整して参ります。</p> <p>⑧東三河広域連合設立当初は共同事務から始めます。「東三河に何が必要か」については、今後8市町村が一緒になって調査・研究して参ります。</p> <p>⑨広域連合で産廃に関する業務を実施することは、現在検討されていません。連合が原因となり、産廃が新都市に来ることはないと考えます。</p>
--	--	--

<p>介護保険事業について</p>	<p>①介護保険料はどうか。一律になるのか          ②豊橋・豊川・蒲郡は介護保険事業を連合でやるメリットがないと思われる。参加するのが心配。</p>	<p>①平成 30 年度統合を目指して検討しています。          ②連合で行うのは、全ての市町村が一緒になってこれからの高齢化社会における介護保険事業の課題に対応していきましょうということです。住民サービスも低下することのないようにいたします。</p>
<p>予算について</p>	<p>①広域連合の予算はどのように確保されるのか          ②8 市町村には、かなりの格差があると思うが、その格差をどのように考えて広域連合を作ろうとしているのか。例えば介護では、高齢者が増えるということで、介護保険料が上がってしまうのではないか。年金生活をしている人が、保険料が上がると大変である。資料には、経費の削減とあるが、市の予算が減るのか、市民の生活自体が楽になるのか          ③広域連合と自治体との関わり合いについて聞きたい。特に予算の審議の仕方は          ④広域連合で災害の対応をすることになれば、予算も膨大となり新城市の予算が取られることへの懸念がある。</p>	<p>①各市町村から、負担割合に応じた負担金を出し合い、広域連合を運営します。他に、国や県からの補助金も受けられます。          ②市町村間にサービスの格差のないように調査・研究を行い、「事務の共同処理」「新たな広域連携事業」「権限移譲事務」等を行って参ります。介護保険料については、今後検討し決定されます。市はシステム費や人件費等の縮減効果があります。市民の皆様には、サービスの低下がないようにいたします。          ③広域連合の予算は、広域連合議会で審議されます。市町村の負担金予算は、各市町村の議会で審議されます。          ④負担割合は客観的な指標等により決まります。市町村の負担金以外にも国や県からの補助も受けられます。災害対応事業内容にもよりますが、広域連合で行う取り組みは、十分な調査・研究をした上で決まります。</p>

<p>効果について</p>	<p>①40億の経費が節減できるとある。その中で、介護が32億。新城市は6億で年間6千万円減となっている。具体的に何が減るのか</p> <p>②新しい組織にかなり経費が掛かる心配はある。長期的には人件費がかかるのは大変だ</p> <p>③まず事業の連携をして、検証しながら、連合の構想が出てくれば良いと思うが。なぜ、広域連合の設立を急いでいるのか</p>	<p>①人件費とシステム費用等です。</p> <p>②東三河が目指す広域連合の組織は、簡素で効率的な体制とすることを基本としています。しっかり考えながら行って参ります。</p> <p>③合意書のとおり連携は行っています。6つの共同処理事務は、8市町村にメリットがありサービスの低下も無いと判断したものです。できるだけ早く取り掛かりたいと考えています。</p>
<p>デメリットについて</p>	<p>①デメリットを教えてください。</p> <p>②豊橋市は、連合でなくても単独で充分やっていくことができるはずなのに、なぜ広域連合に合意したのか</p> <p>③広域連合は、うまく行って当たり前の話。想定している課題は、行政から見た課題と、住民からみた課題は</p> <p>④広域的な産業振興ということで、渥美半島の農業がどういう状況で成り立っているか。宇連ダム等奥三河の水源を利用して、蒲郡、渥美半島が潤っている。連合設立後、一部だけが潤い、都市部と山間部で差が広がっていかないか。格差のない連合組織ができるのかどうか。プラスの面とマイナスの面を説明してほしい。</p>	<p>①始めに取り組む6事業については、デメリットはないと考えています。広域連合議会は、各市町村から集まる議員の数が限られるので、市民の声が届きにくくなることが考えられます。</p> <p>②豊橋市の思いは合意書のとおりです。8市町村長が同意しています。</p> <p>③行政から見た場合は、広域連合の事業は地域全体にメリットのあるものしか実施しませんが、今後新城市にとって不都合なことがでてきた場合、新城市はある事業については、参加しないことも想定されます。何でもかんでも8市町村で実施するというわけではありません。住民から見た場合は、住民の声が届きにくくなるという心配があります。その対応については検討して参ります。</p>

		④産業振興についても東三河全体で効果がでるものを調査・研究し、実施していくので一部のみが潤い格差が広がっていくということはないと考えています。
脱退について	<p>①人口が多い都市の方が、負担感が多く不公平感を感じる。今後、ある市町村で脱退すると決まったら、どうなるのか</p> <p>②今後、もし負担金の支出が難しくなり広域連合から脱退したくなった場合、どうするのか</p>	<p>①地方自治法上脱退は可能です。それにより、規約の変更も行われます。規約の変更は構成市町村議会の議決が必要となります。</p> <p>②事業は各市町村からの負担金等（国庫補助金も受けられる）により行うこととなります。負担金は地方自治法の規定では、人口、面積、財政力その他の客観的な指標に基づくとされています。現在考えている負担割合は、介護保険事業は高齢者人口割、航空写真測量は面積割等と事業により異なります。負担割合は広域連合が進む中で検討することを考えています。現状の負担が実状に合わない事態となったから見直していくことが必要であると考えています。</p>
スケジュールについて	<p>①議会で規約を可決・否決する以外に、住民意思を表明する場はないという理解で良いか</p> <p>②広域連合が開始するまでのスケジュールや連合長をいつ決めるのか等わからない。今後示されるのか</p>	<p>①住民の皆さんに住民投票により判断をいただくことは考えていません。12月議会での規約の議決をもって決定することで住民の総意と同じと考えています。</p> <p>②各市町村の12月議会に広域連合規約案を提出し、議決後の平成27年1月に愛知県に許可申請、2月に許可されたとすると連合長の選挙、広域連合議会議員の選挙、予算の議決等を経て4月からスタートと考えています。今後、スケジュールが固まりましたらお示ししたいと考えています。</p>

PRについて	①・広域連合に関するPRをしっかりと行ってほしい。 ・市民が置き去りにされている感がある。あらゆる手段を使って、情報を伝えてほしい。 ・新城市にとってよくなると思うので、積極的にPRしたり大勢の人に理解してもらえるようプラスになるんだとPRをしていただきたい。もっと具体的に情報を出していただきたい。	①広報やホームページ、出前講座など積極的な情報提供に取り組んで参ります。
--------	--	--------------------------------------